

八街市地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、千葉県八街市八街ほ35番地29 八街市役所内に置く。

（諸掌事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、別表に掲げる委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第6条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とする。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料

を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八街市総務部企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金)

第17条 協議会は、会議に出席した委員及び第9条第6項の規定により、会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

2 前項の報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(費用弁償)

第18条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給することができる。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年9月19日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第8条第1項の規定に関わらず、初めて開催される会議については、八街市長が招集する。

別表

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人）
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
	印旛土木事務所長又はその指名する者
法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	学識経験者
	その他協議会の運営上必要と認める者

◆ 会長の選出、副会長及び監査委員の指名について

1. 会長の選出

2. 副会長の指名

3. 監査委員の指名

八街市地域公共交通協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第8項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は原則として公開とする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長及び委員の責務）

第3条 会長は会議の議長となり、迅速かつ能率的に会議を運営することに務めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言する。

2 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

（代理出席等）

第5条 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長あてに届出をし、その属する団体から代理の者を出席させることができる。

2 委員は、必要に応じ、あらかじめ会長に申し出て、その属する団体の職員等を随行人として、会議に同席させることができる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（表決）

第7条 会議の議事は、出席委員による全会一致をもって進めることを原則とするが、意見が分かれた場合は、出席委員及び副会長の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録の調製)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、次条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、協議会の事務局における閲覧によるものとする。

(傍聴)

第10条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

八街市地域公共交通協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の範囲）

第2条 何人も会議を傍聴することができる。

（傍聴人の定員）

第3条 協議会は、会場の都合により、傍聴人の定員を定めることができる。

（先着手順等による傍聴人の決定）

第4条 傍聴しようとする者の数が傍聴定員を超えた場合は、先着手順により傍聴人を決定する。ただし、先着手順によりがたい場合は、抽選により決定することができる。

（傍聴の手続）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に自署しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器や棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たれ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、たれ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 会長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

別記様式（第5条関係）

平成 年 月 日

第 回 八街市地域公共交通協議会傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

八街市地域公共交通協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算）

第3条 協議会の予算は、八街市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算について協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに八街市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協議会の承認を得た場合に準用する。

（予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第6条 歳出予算の流用及び及び予備費の充用は、八街市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、八街市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第15条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに八街市長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から平成25年3月31日までとする。

(協議会設立年度における予算の調製等の特例)

2 協議会が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」とする。

別表第 1

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費
		2 調査研究費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

八街市地域公共交通協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第13条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、八街市総務部企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、八街市総務部企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八街市において定められている公文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、八街市において定められてい

る公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

別表

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者	
八街市地域 公共交通協 議会会長の 印	<table border="1"><tr><td>会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地</td></tr></table>	会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地	古印体	24×24	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長
会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地							